

『南富良野町まちづくり応援寄付金』に伴う税

控除の対象者	個人住民税を納められている方。
控除の方法	確定申告により、住民税および所得税の寄付金控除が受けられます。
控除の対象となる寄付金額	寄付した額から適用下限額の2,000円を差し引いた額 控除の対象となる寄付金額の上限は、総所得金額の30%までです。
控除される額 (申告により控除額確定)	<ul style="list-style-type: none">○住民税の寄付金控除 基本控除額 (寄付金 - 2,000円) × 10% (住民税の税率) 特例控除額 (住民税の所得割額の10%が限度) 「ふるさと寄付金のみ該当」 (寄付金 - 2,000円) × (90% - 所得税の限度税率)○所得税の寄付金控除 (寄付金 - 2,000円) × 所得税の適用税率
計算例	<p>総所得額300万円の方で、所得税の税率が5%、住民税所得割額14万円を納められている方が、2万円を寄付した場合</p> <ul style="list-style-type: none">○住民税基礎控除分 (20,000円 - 2,000円) × 10% = 1,800円 (ア)○住民税特例控除額 (この場合は14,000円が限度額) (20,000円 - 2,000円) × (90% - 5% (この場合は5%)) = 15,300円 (イ) <p>※14,000円が限度額</p> <ul style="list-style-type: none">○所得税 (20,000円 - 2,000円) × 5% = 900円 (ウ) <p>合計控除額 (ア) + (イ) + (ウ) = 16,700円</p> <p>(ア) と (イ) は寄付の翌年に課税される個人住民税から軽減されます。 (ウ) は寄付した年に源泉徴収された所得から軽減されます。</p>

※控除額は、家族構成や所得等で変わります。詳しくは、お近くの税務署、またはお住まいの市区町村住民税窓口にお尋ねください。